

●香川県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年5月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成29年4月1日	医療法人社団昭龍会 国重まこと医院	坂出市笠指町4番28号
平成29年4月1日	しらい歯科クリニック	三豊市三野町大見甲3857番地1
平成29年4月1日	アライブ薬局飯山店	丸亀市飯山町下法軍寺380番地1
平成29年4月1日	アライブ薬局本郷通り店	善通寺市上吉田町2丁目3番20号
平成29年4月5日	一般社団法人サンテ・ペアーレ サンテ・ペアーレクリニック	丸亀市大手町3丁目3番21号